

2. 5. 16
871

寫

勞務第一六九號

昭和二年五月九日

警視總監 官 田 光 雄

内務大臣 鈴木 喜三 郎 殿

社会局 長 官 殿

大政 神奈川 各府 縣 知事 殿

加藤 鑄物 工場 労働 争議 二 関 スル 件

第二報 (解決)

標記 争議ノ 状況ニ 関シテハ 既報ノ 及 其 後 職工 側ハ 硬軟
所 派 共 相 合 シ テ 工 場 主 ニ 對 抗 シ 依 然 就 業 ヲ 見 ス 事 ヲ 結
束ニ 努メ ツ ト ア リ シ カ 予 テ 應 援 ノ 傍 ヲ 支 拂 ノ 仗ニ 當リ